

介護保険施設利用時の居住費、食費の負担軽減について

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所（ショートステイ）施設で介護サービスを利用される方のうち、下記の要件に該当する方は、申請することで居住費及び食費の自己負担に上限額（負担限度額）が設けられますので、一般の方よりも負担が軽減される場合があります。

負担限度額については、要件に応じた利用者負担段階ごとに定められます。

重要

令和3年8月から、対象となる方の要件と食費の負担限度額が変更されます。

また、**預貯金等の要件について、一律1,000万円以下（夫婦は2,000万円以下）から、本人の収入等に応じた金額に変更されます。**

○制度対象者と利用者負担段階（**太字下線**：令和3年8月からの変更点）

利用者負担段階	対象者	
第1段階	生活保護受給者または 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等の合計が1,000万円以下 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む。)が 住民税非課税	本人の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下 かつ、預貯金等の合計が 650万円以下 (夫婦は 1,650万円以下)
第3段階①		本人の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 80万円超 120万円以下 かつ、預貯金等の合計が 550万円以下 (夫婦は 1,550万円以下)
第3段階②		本人の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 120万円超 かつ、預貯金等の合計が 500万円以下 (夫婦は 1,500万円以下)

※非課税年金には、遺族基礎(厚生)年金、障害基礎(厚生)年金、遺族(障害)共済年金等が含まれます。(非課税の恩給は対象外です。)
 ※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。
 ※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)が要件です。

上記要件を満たす方は、居住費及び食費の自己負担について、一日あたりの負担限度額（下表）が設けられ、負担が軽減されます。

負担限度額の認定を受けるには事前の申請が必要です。詳細は裏面をご確認ください。

○一日あたりの負担限度額（**太字下線**：令和3年8月からの変更点）

利用者負担段階	食費		居住費（滞在費）				
	施設サービス	短期入所サービス	多床室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、短期等）	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
第1段階	300円	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	600円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	650円	1,000円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,360円	1,300円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

●負担限度額認定の申請について●

負担限度額の認定を受けるためには、事前の申請が必要です。
認定を受けたい日の属する月の末日までに下記の書類を播磨町保険年金グループに提出してください。

申請を受理した後、1～2週間程度で負担限度額認定結果通知を郵送します。

(注：最近に播磨町へ転入してきた方については、結果通知まで2週間以上かかる場合があります。)

認定に該当する方には、**介護保険負担限度額認定証（青色）**を同封しますので、利用する施設及びケアマネジャーへ提示してから介護サービスを利用してください。

【申請に必要な書類】 ※書類に不備がある場合は申請の受付ができませんのでご注意ください。

①介護保険負担限度額認定申請書（同封のもの）

②預貯金等の金額が分かる書類

※下記の別表をご参考に、該当する書類（預貯金通帳の写し等）を添付してください。

別表 預貯金等の範囲

種類	対象は○ 対象外は×	必要書類
預貯金（定期預金を含む）	○	通帳・証書の写し（インターネットバンクの場合は口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	不要（自己申告）
負債	○	借用証書等
生命保険（貯蓄性のあるもの含む）	×	
自動車	×	
貴金属（腕時計・宝石等、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財等）	×	

◆注意事項◆

- ・所有する**すべての預貯金口座等**を申告する必要があります。
- ・預貯金通帳等は**最新の記帳**を行ってください。
- ・預貯金通帳の**金融機関名・口座番号・名義が分かるページ及び金額面の最新ページ**の写しを提出してください。

【負担限度額認定の特例について】

本人及び世帯員が住民税課税であっても、下記の要件に該当するときは負担限度額が認定される場合がありますので、該当すると思われる方は播磨町保険年金グループまでご相談ください。

- ・世帯員が2人以上（施設入所等で配偶者の世帯が分かれた場合も同一世帯とみなす）
- ・介護保険施設に入所（短期入所は除く）し、食費・居住費の負担が第4段階であること
- ・世帯の年間収入（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）から施設の利用者負担（施設サービス費の1割負担、食費・居住費）の見込み額を除いた額が年間で80万円以下になること
- ・世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ・居住用資産以外に不動産等を有していないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと

【お問い合わせ先】

加古郡播磨町東本荘 1-5-30

播磨町保険年金グループ 介護保険チーム

Tel：079-435-2582（直通）